

提案基準 30 学校施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における学校施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用をうけるものは、学校教育法による学校（大学、専修学校及び各種学校を除く）の用に供する施設で別表の法第34条第14号の対象とする公益施設の学校施設に掲げる施設のうち、その位置、規模からみて周辺の市街化を促進するおそれがないもの。

（立地）

- 2 市の土地利用計画と調整のとれた場所で、かつ文教施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整をとれたもののうち次のいずれかに該当するものに限る。
 - (1) 教育環境の確保のため、当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要であることなどから、市街化調整区域に立地させることがやむをえないと認められる場合。
 - (2) 当市の計画等において、整備計画等が具体的に示されている場合。

（附則）

この基準は、平成19年11月30日より施行する。

（附則）

この基準は、令和6年4月1日より施行する。

（付記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準30」とする。

（必要書類）

- 1 申請理由書（開発等の必要性及び概要等を記述すること。）
- 2 当市又は滋賀県文教施設主管課の確認書
- 3 立地について市長（文教施設主管課）の意見書
- 4 申請地決定の理由と規模算定の概要書
- 5 申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000及び1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類